

## 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2022 年（第 8 回改訂）版：新旧対照表

2022 年 3 月

[改訂共通事項]

- ① 今改訂において、確認項目を置く場所の変更や確認項目の削除、整理を行っており、それに伴う確認項目の番号の変更を行った。以下の新旧対照表では、確認事項原文を改訂していないケースで番号の変更を表記していない場合がある。
- ② 「監査のポイント」ごとに「主な関連法令等」を記載しているが、そのうち日本監査役協会「監査役監査基準」は 2021 年 12 月に改定、また監査懇話会「監査役職務確認書」は 2022 年 3 月に改訂しており、その改定、改訂の発行年月、条文番号を変更したが、以下の新旧対照表では表記していない。
- ③ ことばの統一を図った（例えば、統括本部→統括本部等）箇所があるが、以下の新旧対照表では表記していない。

**【会社法編】**

	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
目次	B. I. 子会社・関連会社の代表取締役・ <u>その他</u> 取締役との意見交換	B. I. 子会社・関連会社の代表取締役・ <u>他の</u> 取締役との意見交換	表記ミスの修正。

**A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務**

**I. 代表取締役に対する監査 監査のポイント 1（企業集団の経営方針と体制） p. 3**

	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
確認資料例	～グループリスク管理方針、グループ環境方針、グループ情報セキュリティ方針、～	～グループリスク管理方針、グループ環境方針、 <u>グループ SDGs・ESG</u> 方針、グループ情報セキュリティ方針、～	C G コード改訂を反映。SDGs、ESG 対応が重要であるので追記。
確認項目	<input type="checkbox"/> 1. 代表取締役が、企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知することが重要であると認識していることを確認した。  <input type="checkbox"/> 9. 代表取締役が、企業集団内に「 <u>内部通報制度</u> 」が適正に構築され～  <input type="checkbox"/> 10. 代表取締役が、「 <u>内部通報制度</u> 」において～	<input type="checkbox"/> 1. 代表取締役が、企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知することが重要であると認識し、 <u>子会社・関連会社の代表取締役等に周知</u> していることを確認した。  <input type="checkbox"/> 9. 代表取締役が、企業集団内に <u>内部通報制度</u> が適正に構築され～  <input type="checkbox"/> 10. 代表取締役が、 <u>内部通報制度</u> において～	確認項目 8 との平仄を合わせる。重要性の認識に止まらず、実際に周知していることも確認する。  内部通報制度は特別なものを指しているのではないので、「」を削除。  同上

Ⅲ. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 p.6～8

	2021年版	2022年版	理由・根拠
確認資料例	～グループリスク管理方針、グループ環境方針、グループ情報セキュリティ方針、～	～グループリスク管理方針、グループ環境方針、 <b>グループSDGs・ESG方針</b> 、グループ情報セキュリティ方針、～	CGコード改訂を反映。SDGs、ESG対応が重要であるので追記。
確認項目	<p>□22. 統括本部等（担当取締役）が、親会社が定めた企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知するため具体的な行動を取っていることを確認した。</p> <p>□35. 統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社に、①親会社への報告体制、②リスク管理体制、③効率性確保体制、④コンプライアンス推進体制などを構築・運用するように求めていることを確認した。</p> <p>□36. 内部統制推進統括本部（担当取締役）が、子会社・関連会社に対して、企業集団内の内部通報制度の窓口に通報した者又は親会社の監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないよう適切な運用を求めていることを確認した。</p>	<p>□22. 統括本部等（担当取締役）が、親会社が定めた企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知するため具体的な行動を取っていることを確認した。<b>特に、法令等の制定・改正に伴う重要な方針の決定・変更については、それに関する子会社・関連会社に説明、周知していることを確認した。</b></p> <p>□35. 統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社に、①親会社への報告体制、②リスク管理体制、③効率性確保体制、④コンプライアンス推進体制などを構築・運用するように求めるとともに、<b>その構築・運用状況を適切に把握</b>していることを確認した。</p> <p>□36. 内部統制推進統括本部（担当取締役）が、<b>企業集団内に内部通報制度を適正に構築・運用していることを確認し、さらに子会社・関連会社に対して、企業集団内の内部通報制度の窓口に通報した者又は親会社の監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないよう適切な運用を求めていることを確認した。</b></p>	<p>内部統制強化に関する重要な法令等の改正が相次いでいることに対応。例えば、最近ではCGコード改訂、公益通報者保護法改正など。</p> <p>求めるだけでなく、実現しているかどうかを確認することが重要。</p> <p>内部通報制度に関して、通報者保護の状況を確認する前に制度が適正に構築・運用されていることを確認する必要がある。</p>

#### IV. 内部監査部門との連携

	2021年版	2022年版	理由・根拠
監査のポイント8	その進捗状況の監視、監査、すなわちモニタリングの機能は、企業集団全体の内部統制監査を実施する親会社の内部監査部門、又は独立的立場を持つ部署が担う必要があります。また、子会社・関連会社の中に内部監査部門が存在する場合は、その組織による内部統制モニタリングと親会社による内部統制モニタリングの実務的な調整も必要となります	その進捗状況の監視、監査、すなわちモニタリングの機能は、企業集団全体の内部統制監査を実施する親会社の内部監査部門が担う必要があります。また、子会社・関連会社の中に内部監査部門が存在する場合は、その組織による内部統制モニタリングと親会社による内部統制モニタリングの実務的な調整も必要となります	【付表】Ⅱ.用語説明 (4) 内部監査部門に「本確認書では、～その構築、運用、不備改善の活動等の状況をモニタリングする（財務報告に係る内部統制の場合、有効性の評価をする）独立した社内組織が存在することを求めている。各社、各企業集団の状況によって、モニタリング、評価する組織が、統括本部、委員会等と称される場合もあるが、その呼称に関わらず、その機能は「内部監査部門」に相当すると考え～」とあり、ことばを内部監査部門に統一。
確認項目	<input type="checkbox"/> 56. 内部監査部門、又はそれに代わる独立的立場を持つ部署の内部統制モニタリング結果から親会社の取締役会決議で定められた企業集団の内部統制システムの構築・運用の方針について、子会社・関連会社において適切に周知されていることを確認した。  <input type="checkbox"/> 57. 及び <input type="checkbox"/> 59. も同じ	<input type="checkbox"/> 56. 内部監査部門の内部統制モニタリング結果から親会社の取締役会決議で定められた企業集団の内部統制システムの構築・運用の方針について、子会社・関連会社において適切に周知されていることを確認した。  <input type="checkbox"/> 57. 及び <input type="checkbox"/> 59. も同じ	同上

#### V. 会計監査人との連携 p.13

	2021年版	2022年版	理由・根拠
確認項目	<input type="checkbox"/> 69. 子会社・関連会社の事業計画とその実績の乖離が著しい場合、会計監査人の会計監査上の意見（例えば、業績回復見通し、関連会社株式減損処理等々）を聴取し、会計監査人と親会社の（必要に応じて加えて子会社の）代表取締役や他の取締役との見解の相違の有無を確認した。	<input type="checkbox"/> 69. 子会社・関連会社の事業計画とその実績の乖離が著しい場合、会計監査人の会計監査上の意見（例えば、業績回復見通し、関連会社株式減損処理、 <b>のれんの減損処理</b> 等々）を聴取し、会計監査人と親会社の（必要に応じて加えて子会社の）代表取締役や他の取締役との見解の相違の有無を確認した。	会計上の見積りの重要な論点として「のれんの減損処理」を追加。

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

I. 子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換

監査のポイント 11 (子会社・関連会社の代表取締役との意見交換) p.14~16

	2021年版	2022年版	理由・根拠
監査のポイント 11	<p>著しく不適正な行為による重大な企業不祥事の発生は、代表取締役や他の取締役が関与して行われることが多いと言われていました。</p> <p>子会社及び重要な関連会社の代表取締役や他の取締役と直接、また定期的に意見交換することは重要です。当該会社の内部統制の状況について意見交換をすると同時に、子会社・関連会社の監査役が、当該社内で監査役として行うべき標準的な職務が適切に行える監査環境になっていることについても確認します。</p>	<p>不適正な行為による重大な企業不祥事の発生は、代表取締役や他の取締役が関与して行われることが多いと言われています。</p> <p>子会社及び重要な関連会社の代表取締役や他の取締役と直接、また定期的に意見交換することは重要です。当該会社の内部統制の状況について意見交換をすると同時に、子会社・関連会社の監査役が、当該社内で監査役として行うべき標準的な職務が適切に行える監査環境になっていることについても確認します。</p>	<p>「著しく」と「重大な」は重複して強調されていることから「著しく」を削除。</p>
確認項目	<p>□74. 親会社の企業集団内部統制方針に基づき、子会社・関連会社の規模、事業特性や業態の違い及びそのリスクの内容や程度を踏まえて、内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。</p> <p>□73. 事業リスク及び内部統制上のリスク（財務報告に係る内部統制を含む、以下同じ）を認識し、そのリスクの評価を実施していること、及びその内容について確認した。</p> <p>□75. 事業リスク及び内部統制上のリスク発生の未然防止、リスク低減等のために、重点的に取り組んでいる施策とその進捗状況について確認した。</p> <p>□76. 代表取締役や他の取締役が、監査役の監査環境の整備について配慮・協力していることを確認した。 (注) 監査役の監査環境とは、(①~④省略)、⑤重要な決裁書類の閲覧、⑥監査役の仕事執行について生じる費用の支払い等が滞りなく実施されること等、を指す。</p>	<p>□73. 子会社・関連会社の規模、事業特性や業態に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもある。親会社の企業集団内部統制方針に基づき、子会社・関連会社の実態に応じた内部統制システムとして必要な方針・規程類の整備を行い、運用されていることを確認した。</p> <p>□74. 事業リスク及び内部統制上のリスク（財務報告に係る内部統制を含む、以下同じ）を認識し、そのリスクの評価を実施していること、及びその内容について確認した。</p> <p>□75. 事業リスク及び内部統制上のリスク発生の未然防止、リスク低減等のために、重点的に取り組んでいる施策がPDCAサイクルとして回っていることを確認した。</p> <p>□76. 代表取締役や他の取締役が、監査役の監査環境の整備について配慮・協力していることを確認した。 (注) 監査役の監査環境とは、(①~④省略)、⑤重要な書類の閲覧、⑥監査役の仕事執行について生じる費用の支払い等が滞りなく実施されること等、を指す。</p>	<p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、101. 項を移行し、74. 項、75. 項と合体、整理した上で並べ替えも実施。</p> <p>原文変更はしないが、並べ替えにより番号を変更。</p> <p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、101. 項を移行し、74. 項、75. 項と合体、整理した。</p> <p>「⑤重要な書類の閲覧」は「決裁書類」に限定する必要がない。</p>

<p>□78. (本文省略)</p> <p>(注) 重要業務において必要な人材は、内部統制の構築を推進する人材、計算書類・財務諸表・税務諸表等を適切に作成するための人材、情報システム構築のための人材、内部統制の運用状況を主体的に評価するための内部監査部門を担う人材、等を含む。</p> <p style="text-align: center;">－ 新 設 －</p> <p>□82. 不適正な行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、それが企業集団の親会社や他の子会社・関連会社に影響を与えるおそれがある場合は、親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り、直ちに親会社に報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。</p>	<p>□78. (本文省略)</p> <p>(注) 重要業務において必要な人材は、内部統制の構築を推進する人材、計算書類・財務諸表・税務諸表等を適切に作成するための人材、情報システム構築・運用のための人材、内部統制の運用状況を主体的に評価するための内部監査部門を担う人材、等を含む。</p> <p>□80. 企業集団の内部通報制度（親会社に通報窓口がある場合を含む）において、情報提供者の保護が徹底され、早期に問題を把握して是正を図る仕組みとして適正に運用されていることを確認した。</p> <p>□83. 重大な不適正行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り、直ちに親会社に報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。</p>	<p>情報システムにおいては構築だけでなく、運用もできる人材が求められている。</p> <p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、確認項目 103. から移行の上修文。</p> <p>重大な不適正行為等は、企業集団内の他社に影響を与える恐れがなくとも、親会社及び自社監査役に報告すべき。</p>
---	--	---

Ⅲ. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換) p. 18～19

	2021年版	2022年版	理由・根拠
13	<p>海外の子会社・関連会社であっても、意見交換のやり方や考え方、そして留意すべき基本的な項目は、国内と大きく異なることはありません。一方で、監査役のみで子会社・関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要になります。また、子会社・関連会社の現地の監査法人や弁護士事務所、当該会社の内部監査部門等とも緊密な連携を図った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。加えて、現地の使用言語のみならず、法令やローカル・コンテンツ等の各種制度や文化、商習慣といった様々な点において、国内と海外では環境が大きく違うことから、海外において特に留意すべき確認項目を下記に整理しています。</p>	<p>海外の子会社・関連会社の不祥事等であっても、グループ全体の企業価値を毀損する可能性があり、親会社監査役としては、海外子会社・関連会社の代表取締役等と「B. I. 子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換」同様のやり方や考え方で意見交換することが望まれます。ここでは、海外の子会社・関連会社の代表取締役等と意見交換をする際にB. I. に加えて確認すべき事項を記載しました。一方で、親会社の監査役のみで海外の子会社・関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要になります。また、海外の子会社・関連会社の現地の監査法人又は会計事務所や弁護士事務所、当該会社の内部監査部門等とも緊密な連携を図</p>	<p>第7回改訂で、海外子会社・関連会社に関する確認項目をB. III. に新設するに当たって、B. I. との重複を厭わずに重要と思われる項目は全て列挙したが、基本的に国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認することとし、海外子会社・関連会社に特有の項目のみをB. III. で扱うことで整理をした。</p>

		<p>った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。<b>さらに</b>、現地の使用言語のみならず、法令やローカル・コンテンツ等の各種制度や文化、商習慣といった様々な点において、国内と海外では環境が大きく違うことに<b>留意する必要があります。</b></p>	<p>海外では現地の会計事務所を活用するケースも多いことから追記。</p>
<p>確認項目</p>	<p>(01. 方針決定周知)</p> <p>□95. 子会社・関連会社の代表取締役等に、親会社監査役的位置付け、企業集団における内部統制の在り方などについて、理解していることを確認した。</p> <p>□96. 親会社が策定した企業集団として共有すべき経営理念や行動基準、並びに内部統制システムの基本方針を子会社・関連会社の全ての役職員に理解してもらうように努めていることを確認した。</p> <p>□97. <u>子会社・関連会社における不祥事はグループ全体の企業価値を毀損する可能性があり、</u>子会社・関連会社の代表取締役等は、内部統制システムの構築・運用に責任を負っている。代表取締役等がその責任を十分認識していることを確認した。</p> <p>(02. リスク認識)</p> <p>□98. 子会社・関連会社特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクを把握していることを確認した。</p> <p>□99. 現地法令を踏まえ、反汚職に向けた基本方針の策定、社内規定の策定、社員への教育など、外国公務員等への贈収賄規制違反リスクに備えた対応を取っていることを確認した。</p>	<p>(01. 方針決定周知)</p> <p>□96. <b>海外の子会社・関連会社</b>の代表取締役等に、親会社監査役的位置付け、企業集団における内部統制の在り方などについて、理解していることを確認した。</p> <p>□97. 親会社が策定した企業集団として共有すべき経営理念や行動基準、並びに内部統制システムの基本方針を<b>海外の子会社・関連会社の現地スタッフを含む</b>全ての役職員に理解してもらうように努めていることを確認した。</p> <p>□98. <b>海外の子会社・関連会社</b>の代表取締役等は、<b>日本と法体系等が異なることも配慮した上で</b>内部統制システムの構築・運用に責任を負っている。代表取締役等がその責任を十分認識していることを確認した。</p> <p>(02. リスク認識)</p> <p>□99. <b>海外の子会社・関連会社</b>特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクを把握していることを確認した。</p> <p>□100. 現地法令、<b>慣習に拘わらず</b>、反汚職に向けた基本方針の策定、社内規定の策定、社員への教育など、外国公務員等への贈収賄規制違反リスクに備えた対応を取っていることを確認した。</p> <p><b>(注) 特に、外国公務員等への贈賄については、現地法令が未整備の場合であっても日本の法規により禁止されている。</b></p>	<p>B. III. で扱うのは海外子会社・関連会社に特有の項目のみ、としたため「海外の」を明記（以下同じ）。</p> <p>確認項目の主旨をより明確にするために「現地スタッフを含む」の文言を追加した。</p> <p>本確認項目の書き出し部分はB. III. 項全体に共通する考え方であり、「監査のポイント13」の中に書き込み。</p> <p>現地法令が未整備で、監督官庁への賄賂が慣例となっているような国においても、日本の法規により、外国公務員等への贈賄は禁止されていることを明確にした。</p>

<p>(04. 報告承認体制)</p> <p>□100. 重大な不適正行為、訴訟・係争等の案件、重大なクレームや品質上のトラブル、行政からの指導・処分等の発生の有無を確認するとともに、これらの事象を発見・認識した場合には、親会社が定めた報告・承認ルールに則り、遅滞なく報告・伝達しなければならないと認識していることを確認した。</p> <p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□101. 当該会社の規模感に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもある。子会社・関連会社の体制や規模に応じた内部統制システムとして必要な方針・規程類の整備を行っていること、及び現場での PDCA サイクルが回っていると認識していることを確認した。</p> <p>□102. 子会社・関連会社の主要部門を支える有能な人材の雇用の確保と離職を防ぐための対応を十分に取っていることを確認した。また、現地の法令や事情に精通している監査法人および弁護士事務所を起用していることを確認した。</p> <p>□103. 親会社との間に「グループ内部通報制度」が整備されている場合、情報提供者の保護が徹底され、早期に問題を把握して是正を図る仕組みとして適正に運用されていることを確認した。</p> <p>□104. 子会社・関連会社の所在する国における重要な法令等を認識し、その改正等に対して速やかにフォローできていると認識していることを確認した。</p>	<p style="text-align: center;">－ 削 除 －</p> <p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p style="text-align: center;">－ 削 除 －</p> <p>□101. 海外の子会社・関連会社の主要部門を支える有能な人材の雇用の確保と離職を防ぐための対応を十分に取っていることを確認した。また、現地の法令や事情に精通している監査法人又は会計事務所および弁護士事務所を起用していることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">－ 削 除 －</p> <p>□102. 海外の子会社・関連会社の所在する国における重要な法令等を認識し、その改正等に対して速やかにフォローできていると認識していることを確認した。</p>	<p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、確認項目 77. と重複するため、削除。</p> <p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、確認項目 73. 及び 75. と合体、整理した上でB. I. に移行。</p> <p>「監査のポイント 13」の改訂に合わせた。</p> <p>国内外子会社・関連会社全てについてB. I. で確認するという方針に基づき、B. I. に移行、修文の上、確認項目 80. とした。</p>
---	--	--

	2021 年版	2022 版	理由・根拠
付表	<p>【付表】</p> <p>I. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書における「コロナ禍」の扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大（以下、「コロナ禍」）によって企業活動が大きく制限される中で、従来にない新たなリスクが生まれています。また、監査役監査をはじめとして会計監査、業務監査も様々な制約を受けています。こうした状況下で、監査役としては下記の留意すべき事項を確認しながら企業集団内部統制に関する監査を行うことが望まれます。</p> <p>【監査上の留意すべき事項】</p> <p>1. コロナ禍でのリモートワークの拡大により、対面での面談確認ができない環境のなか、①多くの紙書類、②標準化・可視化・自動化されていないプロセスのため、決算業務が制約を受けることになりました。短期的な終息が見えない中、リモートワークを前提として、紙書類・証憑・その他書類のペーパーレス化、プロセスの自動化・可視化など、決算に向けた対応を進める必要があります。</p> <p style="text-align: center;">－ 新 設 －</p>	<p>【付表】</p> <p>I. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書における「コロナ禍」の扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大（以下、「コロナ禍」）によって企業活動が大きく制限される中で、従来にない新たなリスクが生まれています。また、監査役監査における会計監査、業務監査も様々な制約を受けています。こうした状況下で、監査役としては下記の留意すべき事項を確認しながら企業集団内部統制に関する監査を行うことが望まれます。</p> <p>【監査上の留意すべき事項】</p> <p style="text-align: center;">－ 削 除 －</p> <p>以下、番号を順次繰り上げる。文章は原文通り。 3→2、4→3、5→4、6→5</p> <p>（注）本確認書においてはコロナ禍における監査上の留意点をポイントのみ記載しておりますが、更に具体的な対応方法、注意すべき詳細な事項等についてお知りになりたい方は、当会の監査役職務確認書に付属の「コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点」をご参照願います。</p>	<p>監査役監査、会計監査、業務監査の関係を正しく表現。</p> <p>既にコロナ禍に入り 2 年が経過しており、必要な対応は進んでいるものと思われるため削除。</p>



【金融商品取引法編】

I. 代表取締役に対する監査

	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
確認項目	<p>□2. 代表取締役が、グループ経営の観点で「企業集団の財務報告に係る内部統制上の共通の重要なリスク」について認識していることを確認した。</p> <p>(注) 不適正な財務報告が行われる重要なリスクには、代表取締役及び財務担当取締役が主導または関与する場合、連結財務報告に重要な影響を及ぼす情報を適時適切に把握できない場合、対外的に報告又は公表すべき情報が隠蔽される場合、監査人が不適正を見過すまたは関与する場合、が含まれる。</p>	<p>□2. 代表取締役が、グループ経営の観点で「企業集団の財務報告に係る内部統制上の共通の重要なリスク」について認識していることを確認した。</p> <p>(注) 不適正な財務報告が行われる重要なリスクには、①代表取締役及び財務担当取締役が主導または関与する場合、②連結財務報告に重要な影響を及ぼす情報を適時適切に把握できない場合、③対外的に報告又は公表すべき情報が隠蔽される場合、④監査人が不適正を見過すまたは関与する場合、<b>など</b>が含まれる。</p>	<p>列挙する際の見やすさのために番号を付与した。</p>

IV. 内部監査部門との意見交換

	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
監査のポイント4	<p>監査役は、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部（親会社の内部監査部門等）と、有効性評価の方法、評価活動の進捗状況、事業年度末及び事業年度末後の評価結果について、適時意見交換をする必要があります。とりわけ、企業集団内の全社レベルの内部統制（統制環境等）の評価については、十分な意見交換が必要です。特に「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存する場合は、改善計画、改善の見通しについて十分に確認しなければなりません。</p>	<p>監査役は、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部（親会社の内部監査部門）と、有効性評価の方法、評価活動の進捗状況、事業年度末及び事業年度末後の評価結果について、適時意見交換をする必要があります。とりわけ、企業集団内の全社レベルの内部統制（統制環境等）の評価については、十分な意見交換が必要です。特に「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存する場合は、改善計画、改善の見通しについて十分に確認しなければなりません。</p>	<p>会社法編「監査のポイント8」の改訂と同様の理由（用語説明に記載あり）により「等」は不要とした。</p>
確認項目	<p><b>(05. 内部監査・モニタリング)</b></p> <p>□25. 財務報告に係る内部統制の有効性評価は、内部監査部門、又は<b>独立的立場を持つ部署</b>が主管していることを確認した。</p>	<p><b>(05. 内部監査・モニタリング)</b></p> <p>□25. 財務報告に係る内部統制の有効性評価は、内部監査部門が主管していることを確認した。</p>	<p>会社法編「監査のポイント8」の改訂と同様の理由（用語説明に記載あり）による。</p>